

理学研究院附属ゲノムダイナミクス研究センター利用内規

令和4年5月25日
ゲノムダイナミクス研究センター運営委員会決定

(趣旨)

第1条 この内規は、北海道大学大学院理学研究院附属ゲノムダイナミクス研究センターの共同利用設備・機器等の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この内規において「共同利用設備・機器等」とは、北海道大学における生物科学分野の研究の進展に寄与することを目的として、ゲノムダイナミクス研究センター東棟に設けられた飼育栽培スペースと設備、消耗品等、同東棟内共通機器室に設置された共同利用機器、同西棟に設けられた共通フリーザー室スペース、共同利用ディープフリーザー、大型液体窒素タンクをいう。

(利用の範囲)

第3条 共同利用設備・機器等の利用を申請することができるのは、北海道大学の教員とする。

2 前項の申請に基づき、共同利用設備・機器等を利用できるのは、北海道大学の教職員および学生とする。

(利用の申請及び許可)

第4条 共同利用設備・機器等を利用しようとする者は、別記様式第1号の利用申請書（この条及び次条において「申請書」という。）、別記様式2号の利用者名簿、その他ゲノムダイナミクス研究センターが指定する申請書類をゲノムダイナミクス研究センター長（以下「センター長」という。）に提出し、その許可を受けなければならない。

2 センター長は、前項の申請書の提出があったときは、ゲノムダイナミクス研究センター運営委員会専門委員会の審査を経て、利用の目的が適当であると認められるときはこれを許可し、別記様式第3号の利用許可書を交付するものとする。

(利用期間)

第5条 共同利用設備・機器等の利用期間は、原則として1年以内とするが、更新を申請することができる。

2 前項の利用期間を更新しようとする場合には、あらためて前条に規定する申請書を提出し、その許可を受けなければならない。

(利用料)

第6条 共同利用設備・機器等の利用の許可を受けた者（以下「利用代表者」という）は、経費の振替により、別表1に定める利用料（電気、水道等の維持管理費を含む。以下「利用料」という。）を納付しなければならない。

(利用の停止)

第7条 センター長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、共同利用設備・機器等の利用許可を取り消し、又は利用を中止させることができる。

(1) 利用代表者、利用代表者と共同して共同利用設備・機器等を利用する者又は利用代表者の指導監督の下に共同利用設備・機器等を利用する者（第9条において「利用者」という。）が、この内規又は北海道大学が定める安全、衛生及び管理に関する諸規程に違反し、又は違反するおそれがあると認められる場合

(2) 利用代表者が、利用申請に当たり虚偽の申告をしていることが発覚した場合

(3) 管理上、やむを得ない事由が生じた場合

(原状回復)

第8条 共同利用設備・機器等のうち、飼育栽培スペースおよび共通フリーザー室スペース（以下「利用スペース」という）を利用する利用代表者は、その利用を終了したとき（前条第1号又は第2号

の規定により利用を取消し、又は利用を中止させた場合を含む。)は、直ちに当該利用スペースを原状に回復して返還しなければならない。ただし、センター長が特に認めた場合は、この限りではない。

(損害賠償)

第9条 利用代表者は、利用者がその責に帰すべき事由により共同利用設備・機器等を滅失、破損又は汚損したときは、その損害を賠償しなければならない。

2 共同利用設備・機器等の故障や事故等により、飼育栽培している生物体や保管する生物試料が死滅した場合でも、その理由にかかわらず利用者は損害に対する賠償を請求することはできない。

(立入)

第10条 共同利用設備・機器等の管理を担当する教員及び職員は、その管理上必要と認める場合には、利用スペースに立ち入り、当該利用スペースの利用状況について調査することがある。

2 前項の規定により利用スペースに立ち入る場合には、事前に利用代表者に通知するものとする。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

(内規の改正)

第11条 この内規の改正(利用料の変更を含む)は、ゲノムダイナミクス研究センター運営委員会専門委員会の発議に基づき、ゲノムダイナミクス研究センター運営委員会の議を経て、センター長が行う。

(事務)

第12条 共同利用設備・機器等の利用に関する事務は、ゲノムダイナミクス研究センター事務において処理する。

(雑則)

第13条 この内規に定めるもののほか、共同利用設備・機器等の利用に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この内規は、令和4年5月25日から施行し、令和4年6月分として請求する利用料から適用する。

附 則

この内規は、令和4年8月1日から施行し、令和4年6月分として請求する利用料から適用する。

附 則

この内規は、令和4年10月28日から施行する。

附 則

この内規は、令和4年12月14日から施行する。

附 則

この内規は、令和5年6月30日から施行する。

附 則

この内規は、令和6年6月30日から施行する。

別表 1 (第 6 条関係)

1. 実験生物飼育栽培施設部門

飼育栽培スペース(室内、月単位利用)

室名、設備名	室面積(m ²)	月額利用料金	備考
小生物飼育室(1)	14.1	¥24,000	単価 ¥1,700/m ² /月
小生物飼育室(2)	14.1	¥24,000	
小生物飼育室(3)	14.1	¥24,000	
小生物飼育室(4)	14.1	¥24,000	
小生物飼育室(5)	13.0	¥22,100	
小生物飼育室(6)	6.3	¥10,700	
小生物飼育室(7)	12.3	¥20,900	
培養室(1)低温向け	11.9	¥20,200	
培養室(2)低温向け	14.7	¥25,000	
培養室(3)	14.7	¥25,000	
培養室(4)	14.7	¥25,000	
植物栽培室(1)	15.8	¥26,900	
植物栽培室(2)	16.7	¥28,400	
植物栽培室(3)	10.8	¥18,400	
植物栽培室(4)	14.0	¥23,800	
植物栽培室(5)	9.4	¥16,000	
昆虫育成室	15.4	¥26,200	
小型魚類飼育室	15.4	¥30,000	小型魚類用飼育装置込み
げっ歯類飼育室 (1)	14.2	¥32,700	単価 ¥2,300 /m ² /月
げっ歯類飼育室 (2)	15.1	¥34,700	
げっ歯類飼育室 (3)	15.1	¥34,700	
げっ歯類飼育室 (4)	13.8	¥31,700	
げっ歯類飼育室 (5)	14.1	¥32,400	
げっ歯類飼育室 (6)	17.0	¥39,100	
げっ歯類飼育室 (7)	14.6	¥33,600	
げっ歯類飼育ラック		¥2,000/台	平棚仕様
ウサギ飼育ケージ		¥1,600/ケージ	
1階ガラス温室 A~D		¥4,000/区画	11月~4月は暖房費¥2,000/区画が別途
2階ガラス温室東、西		¥1,000/テーブル	11月~4月は暖房費¥500/テーブルが別途
大型水槽		¥13,000	海水で使用する場合、海水料金が別途
円形水槽		¥13,000	
P1A 実験室	16.1	¥29,000	単価 ¥1,800/m ² /月 マニピュレータ、顕微鏡の利用料込

各室 20A ブレーカー分の電源使用料金は室料金に含む。ただし別に電源を追加する場合はブレーカーごとに¥1,000/10A・月を別途徴収する。

飼育栽培スペース利用に関する消耗品、サービス等

品名	単価
げっ歯類区画内消耗品 (餌、床敷、他)	実費
動物焼却処分料	実費
冷凍処分費	¥1,000/月
海水	実費
純水	¥100/L

飼育栽培スペース(屋外、年単位利用)

場所	面積	年間利用料金
圃場	約 10m ²	¥7,350/区画
林、植込区	約 10m ²	¥7,350/区画

屋外コンセントを使用する場合は¥1,000/10A・月が別途

2. 研究機器等共同利用部門

共同利用機器(月単位利用)

利用機器名	設置場所	月額利用料金
<ul style="list-style-type: none"> ● 遺伝子銃チューピングプレップステーション ● エレクトロポレーションシステム (一式) ● パルスフィールド電気泳動システム ● 簡易型クリーンベンチ ● クリーンベンチ ● 実体顕微鏡 ● 小型バイオシェーカー ● バイオシェーカー 2台 ● 卓上パーソナル CO2 インキュベーター ● 人工気象器 ● 卓上微量高速遠心機 ● 卓上多本架遠心機 ● 微量高速冷却遠心機 2台 ● 高速冷却遠心機 (アングルローター付) ● ドラフトチャンバー ● ガス滅菌器 ● 乾熱滅菌器 ● 簡易型オートクレーブ ● UV クロスリンカー 	共通機器室 1	<p>¥500/台 (4台まで) ¥2,500 (5台以上一律)</p> <p>センター利用者は以下の機器は無料で使用可</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 一般冷蔵庫 (各共通機器使用時の試料の一時保管のみ) ● 製氷機 ● 純水製造装置 (純水の料金¥100/L は別途)

• MinION		
• CO ₂ インキュベーター • クリーンベンチ	共通機器室 2	
• 簡易型オートクレーブ	P1A 室	
• 小動物用麻酔器	げっ歯類飼育室	
• 中央実験台 (半面 150×75 cm)	共通機器室 2	¥3,200 (20 A ブレーカー分の 電源使用料金を含む)

3. 生物試料保管部門

共通フリーザー室(月単位利用)

内容	内訳	月額利用料金	備考
フリーザー設置料	約 10m ²	¥1,000/区画	2m ² /区画、単独電源を 専有
フリーザー稼働料	定格 電力	850-950W	実費
	750-849W		
	650-749W		
	550-649W		
	450-549W		
	350-449W		
	250-349W		
	-249W		
フリーザー貸出料	MDF-394-PJ	¥17,500	内容量約 309L、専有
	CLN-50CD1	¥21,000	内容量約 507L、専有
フリーザー内スペース貸出料	標準トレー (TN-3550C)	¥1,000/本	CLN-50C1 台に 21 本
	フリーズボックストレー (TF-3550C)	¥700/本	CLN-50C1 台に 30 本
	細胞保管用トレー	¥700/本	細胞保管用フリーザー MDF-594-PJ に 23 本

持ち込みフリーザーを共通フリーザー室に設置する場合、設置料+定格電力ごとの稼働料が必要。

大型液体窒素タンク(月単位利用)

内容	内訳	月額利用料金	備考
凍結試料保管料	ラック単価	実費	ラック 1 本にてフリー ズボックス 8 個まで収 納可能

別記様式第1号（第4条関係）

北海道大学 大学院理学研究院附属 ゲノムダイナミクス研究センター 利用申請書

ゲノムダイナミクス研究センター長 殿

年 月 日

ゲノムダイナミクス研究センター利用内規を確認し、下記の通りセンターの利用を申請します。
利用にあたり、利用内規と関連する法律、規定を遵守します。

申請者（経費の支払責任者）

所属 _____ 署名 _____
氏名 _____
電話（内線） _____ e-mail _____

利用者（実験）代表者（実験内容および利用内容を把握している方：申請者の場合は省略可）

所属 _____ 署名 _____
氏名 _____
電話（内線） _____ e-mail _____

利用部門（利用を希望するすべての部門に○をつけてください。）

- ・ 実験生物飼育栽培施設部門 (・ 新規 ・ 継続)
- ・ 研究機器等共同利用部門 (・ 新規 ・ 継続)
- ・ 生物試料保管部門 (・ 新規 ・ 継続)

研究課題名

研究の概要：

※以下について記入

関連する動物実験許可番号	
関連する遺伝子組換え実験承認番号	
使用を希望する飼育栽培スペース	
使用を希望する共同利用機器台数	
使用を希望する試料保管設備	

センター記載

受理年月日

受理番号

使用期間 年 月 日 ~ 年 月 日

別記様式第2号 (第4条関係)

北海道大学 大学院理学研究院附属 ゲノムダイナミクス研究センター

_____年度 利用者名簿

- 利用部門 実験生物飼育栽培施設部門 (東棟)
 研究機器等共同利用部門 (東棟)
 生物試料保管部門 (西棟)

月 日 提出

	氏名	所属	職・学年	新規・継続	センター ✓ 欄
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					

北海道大学 大学院理学研究院

附属ゲノムダイナミクス研究センター 利用許可書

年 月 日付けで申請されたゲノムダイナミクス研究センターの利用について、
下記の条件を付して許可します。

所属部局・職名	
申請者（経費の支払責任者）	
使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
<input type="checkbox"/> 実験生物飼育栽培施設部門 使用する飼育栽培スペース： <input type="checkbox"/> 研究機器等共同利用部門 使用する共同利用機器（水等を含む）： <input type="checkbox"/> 生物試料保管部門 使用する試料保管設備（フリーザー設置スペース、ラック使用を含む）： 上記の使用を許可します。 年 月 日 北海道大学 大学院理学研究院 附属ゲノムダイナミクス研究センター長 ○○ ○○ （公印省略）	
許可番号	○○○○
備考：	